

第 178 回：社会保険・労働保険の加入条件(正社員)

事業を開始したとき、支店等の事業所が増えたとき、従業員を採用する場合などに考えることになる、社会保険。今回は、社会保障制度のひとつである社会保険の加入条件について取り上げます。

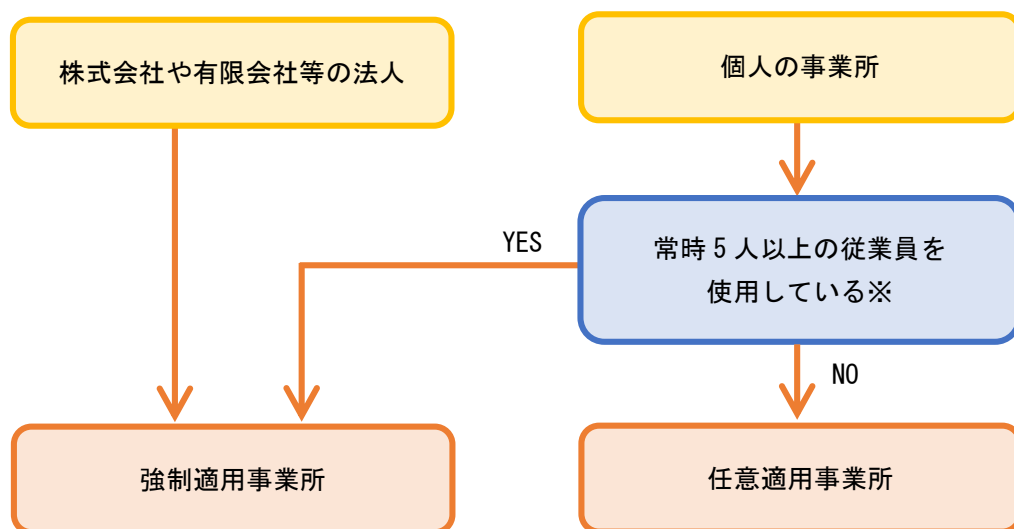
1. まず、社会保険とは…

社会保険は、健康保険・介護保険・厚生年金保険・労災保険(労働者災害補償保険)・雇用保険の 5 つの保険の総称です。健康保険、介護保険、厚生年金保険の 3 つを「社会保険(狭義の社会保険)」と呼び、残りの労災保険、雇用保険を「労働保険」とも呼びます。

社会保険(広義)	社会保険(狭義)	健康保険
		介護保険
		厚生年金保険
	労働保険	労災保険
		雇用保険

2. 社会保険に加入すべき事業所

社会保険は、事業所単位で適用されます。各事業所は「強制適用事業所」と「任意適用事業所」に分類されます。



- ・強制適用事業所…法律により加入が義務付けられている事業所。
- ・任意適用事業所…強制適用事業所以外の事業所。従業員の半数以上が厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。

法人は、全て強制適用事業所に分類されます。個人の事業所は、従業員数・業種※により強制適用事業所か任意適用事業所に分類されます。

労働保険は、一部の農林水産業を除き労働者を一人でも雇用していれば適用対象となります。

※以下の業種については従業員の人数にかかわらず任意適用事業所に分類されます。

- ・農林水産業
- ・サービス業(旅館、飲食店、理美容業 等)
- ・士業(弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士 等)
- ・宗教業(神社、寺院 等)

3. 加入対象者の条件

適用事業所に常時使用される 70 歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず社会保険(労働保険を含む)の加入対象になります。「常時使用される」とは、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。したがって、法人役員であっても、報酬が支給されている常勤の役員は加入対象になり、個人事業主は加入対象外になります。

適用事業所に常時使用される 70 歳未満の方 (役員、従業員を含む。 国籍や性別、年金の受給の有無は問わない)	加入対象
個人事業主	加入対象外
上記以外	第 181 回で取り扱います。

非常勤役員やパートタイマー・アルバイトの方は、常時使用されているわけではないため、雇用期間、勤務時間、勤務日数、雇用期間、企業規模(従業員数)などにより、加入対象かどうかが変わります。詳しい加入条件については、第 181 回で取り扱います。

社会保険の法律改正により加入対象者が広がっているため、経営者、従業員ともに十分な確認が必要です。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までご連絡をお待ちしております！

